

○クロスボウ射撃資格の認定の取消し

(第9条の16第2項)

処分基準

令和4年3月15日作成

法令名	銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項	第9条の16第2項
処分の概要	クロスボウ射撃資格の認定の取消し
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項・第5項(許可の基準)、第9条の第3項(射撃教習)、第9条の16第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第36条(許可証等の返納の手続)
処分基準	別紙のとおり
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室